

○桂川町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成3年4月1日

要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町が交付する桂川町浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する浄化槽であつて生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBOD1リットル当たり20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するとともに、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月30日付衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。)が適用される浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものをいう。
- (2) 専用住宅 主に居住の用に供する建物をいう。
- (3) 併用住宅 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (4) 単独処理浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。
- (5) くみ取便槽 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条に規定するくみ取便所の便槽をいう。
- (6) 転換 単独処理浄化槽又はくみ取便槽を小型浄化槽に入れ替えることをいう
- (7) 処分 転換に伴う単独処理浄化槽又はくみ取便槽の清掃、消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分をいう。
- (8) 配管 生活排水を小型浄化槽に流入させ、又は小型浄化槽で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管渠きよ、ポンプ設備及びますをいう。

(補助金の交付)

第3条 町長は、本町内において、地域し尿処理施設を除く専用住宅又は併用住宅に浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、併用住宅に設置する浄化槽については、住宅の用に供する部分のみを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金

を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付専用住宅又は併用住宅を建築（改築を含む。）する者
- (3) 町税等を滞納している者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同条第2号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者
（補助金額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、（別表）の人槽の区分に定める額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、転換を行う場合において、既に設置された単独処理浄化槽若しくはくみ取便槽の処分又は配管設置工事が必要であるときは、次の各号に掲げる金額を限度として、当該処分及び工事に要する経費を前項の額に加算する。

- (1) 単独処理浄化槽の処分に要する費用 120,000円
- (2) くみ取便槽の処分に要する費用 90,000円
- (3) 単独処理浄化槽の転換に伴う配管設置工事に要する費用 300,000円
- (4) くみ取便槽の転換に伴う配管設置工事に要する費用 300,000円

3 前2項に掲げる補助の区分について、その額に1,000円未満の端数があるときは、その全額を切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 住宅平面図（配置配管図）
- (3) 浄化槽設置届出書及び受理書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 誓約書（様式第2号）
- (6) 小型合併浄化槽機能保証登録証
- (7) 浄化槽設備士免状又は修了証書の写し

- (8) 浄化槽認定シート・登録証の写し・浄化槽管理(C)票(10人槽以下のみ)
- (9) 転換を行う場合においては、浄化槽設置費、処分費及び配管設置費の内訳書
- (10) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (11) その他町長が必要と認める書類
(交付の決定及び通知書類)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第4号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認の申請)

第7条 前条第2項の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 竣功住宅平面図(配置配管図)
- (2) 浄化槽設置状況検査依頼書(法第7条)及び領収書の写し
- (3) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽工事のチェックリスト
- (5) 浄化槽工事完了届出書の写し
- (6) 浄化槽工事検査報告書の写し
- (7) 浄化槽使用開始報告書の写し
- (8) 転換を行う場合においては、転換結果報告書
- (9) 浄化槽工事写真集
- (10) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第8号）による補助対象者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第11条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（工事の確認）

第13条 町長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事を適宜現地において確認する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

（別表）

人槽区分	限度額
5人	332,000円
6人～7人	414,000円
8人～10人	548,000円